

臨時報告書の提出書類と記載例 (R7.10版)

【申請書（2部）】

『施行規則第12条第11項の規定による臨時報告書』（様式第15）

提出部数：2部

※省令改正により記名のみ（押印不要）で申請できるようになりました。

[注意]

- ・確認書は2部のうち1部を添付して交付します。
- ・2部ともホチキス止め又はクリップ止めで構いません。
- ・県での確認時に誤記入等が発見された場合は、修正後のものに差替えていただきます。
- ・申請者控え、会計事務所控え等が必要な場合には、これとは別に作成してください（次の捨印対応の場合も同様）。

<捨印による修正対応をご希望される場合>

従来と同様に捨印（法人実印）による修正対応も可能としました。この場合は次のとおりご提出ください。

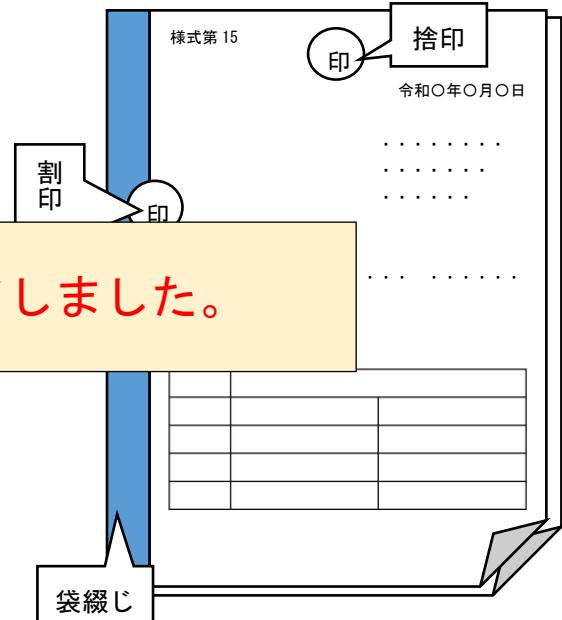
提出部数：2部（正本1部+副本1部）

※正本は捨印のみ、副本は袋綴じにして捨印・割印を押印

[注意]

却生書は副士ナホナノアリナナ

(捨印対応を希望される場合の副本)



「捨印」による修正対応は終了しました。

正本は法人実印による修正対応です。

- ・副本は袋綴じにして、表と裏に法人実印の割印を押してください。
- ・別紙を参照させる場合（株式を保有する同族関係者等）は、「別紙」も一緒に袋綴じしてください。
- ・添付書類は袋綴じしないでください。

【添付書類（各1部）】※2部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

1. 定款の写し（原本証明が必要）

- ・臨時贈与報告基準日（相続開始の日）において有効な定款の写しを添付してください。
- ・この写しに、報告日と同じ日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・原本証明は定款とは別葉にして添える形式でも構いません。
- ・会社名、所在地、目的、株式発行の有無等の変更をしているが定款を改訂していない（履歴事項全部証明書と異なる）場合は、変更した際の議事録の写し等をあわせて添付してください。

<原本証明の例>

この写しは、臨時贈与報告基準日（令和〇年〇月〇日）における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

2. 履歴事項全部証明書の原本（臨時贈与報告基準日以後に発行されたもの・コピー不可）

- ・臨時贈与報告基準日（相続開始の日）以降に取得したもの
- ・謄本のコピーや登記情報提供サービス利用による印刷物は不可。
- ・先代が取締役の場合には、退任日（死亡日）が記載されているもの。

3. 株主名簿の写し（原本証明が必要）※相続開始日のもの

- ・臨時贈与報告基準日（相続開始の日）で遺産分割協議等による株式の移動後のものとしてください。
- ・報告日と同日付で原本証明をしてください（押印は不要）。
- ・持分会社の場合は、上記1.の定款で出資者を確認します（ただし、持分は移動後のものであることが必要です）。
- ・自己株式や完全に議決権のない種類株、単元未満の株式、相互保有株式（会社法第308条により議決権行使ができない場合：申請会社が議決権数の25%以上を保有する他の会社が保有する株式等）など、議決権がない株式に御注意ください。

株○○製作所	株主名簿
令和〇年〇月〇日	
原本証明	

4. 臨時贈与報告基準事業年度の決算関係書類等

《ケース1》従業員数5人以上の企業

以下の全ての要件を満たしている場合（規則6条2項各号に掲げる事業実態要件を満たしている場合）

- 常時使用する従業員（後継者と生計を一つにする親族を除く）が5人以上いること
- 事務所、店舗、工場などを所有している又は賃借していること
- 臨時贈与報告基準日（相続開始日）までに引き続いて事業を行っていること

*特定資産等に係る明細表の（1）～（30）欄の記載が不要になります（空欄でよい）。

① 臨時贈与報告基準事業年度（「臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日（1回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日）の翌日の属する事業年度」から「臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」）に関する決算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・事業報告書（又は法人事業概況説明書）
- ・減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・勘定科目内訳書

② 事業実態を証する書類

- ・本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有又は賃借していることがわかる書類（最新の土地・建物の謄本等や賃貸借契約書の写しなど）
- ・商品販売、役務提供などの業務を、前回の基準日から、今回の臨時贈与報告基準日まで引き続いて行っていることがわかる書類

（売買契約書・請負契約書等又は取引先等が発行した請求書・納品書等の写し：前回の基準日の月から今回の臨時贈与報告基準日の月までの間、「契約書等」の場合は契約期間が毎月つながるよう、「請求書等」の場合は毎月1件を選定し添付。）

《ケース 2》従業員数 5 人未満の企業

ケース 1 に該当しない場合（事業実態要件を満たさない場合）

- ① 臨時贈与報告基準事業年度（「臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日（1回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日）の翌日の属する事業年度」から「臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」）に関する決算書類
- ・貸借対照表
 - ・損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書等含む）
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ・事業報告書(又は法人事業概況説明書)
 - ・減価償却明細表（固定資産台帳）
 - ・勘定科目内訳書
 - ・法人税申告書別表 4 の写し
- ② 臨時報告書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類
- 臨時報告書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分（(*4)を除く）」欄に記入した場合
 - ・当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明）
 - ・当該事業年度末日以降の当該特別子会社の履歴事項全部証明書の原本
 - ・当該事業年度末日の翌日からみて直前以降の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表
 - ・同上の当該特別子会社の事業年度に関する決算書類〔当該特別子会社が事業実態要件を満たす場合はケース 1 と同様の書類（明細表（1）～(30)欄の記載省略も同様）及び従業員数証明書（証明書類含む）。満たさない場合はケース 2 と同様。〕
 - 臨時報告書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入した場合
 - ・当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図の写しなど）
 - 臨時報告書の特定資産明細表の不動産の項目において、1 つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入した場合は次の書類を追加
⇒ 特別子会社等への賃貸なども現に自ら使用していないものに該当
 - ・当該不動産の一部に関する賃貸借契約書の写し
 - ・合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面の写し、按分計算書（任意様式；土地や建物付属設備等も考慮すること）など）
 - 有価証券、不動産、車両等を売却等（車両の下取り等含む）した場合
 - ・譲渡価格等を証する書類（領収書、総勘定元帳の写しなど）
 - ③ やむを得ない事由により資産保有型等に該当した場合に 6 ヶ月以内に解消したことを証する書類
 - ・資産保有型等が解消したことがわかる特定資産明細表又は計算書など
 - ・特定資産明細表又は計算書の日時や金額の根拠を証する書類（試算表、元帳など）
- （注意）事業実態要件の欠落（常時使用する従業員が 5 人未満になる等）については、「やむを得ない事由」に該当しません。資産管理会社（資産保有型等が常態である会社）が、認定後に事業実態要件を満たさなくなった場合、その時点で納税猶予が打ち切りになるので注意が必要です。

5. 臨時贈与報告基準期間において、申請企業が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による臨時報告をするにあたり、当社は、臨時贈与報告基準期間において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

※臨時贈与報告基準期間とは、臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日（1回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日）の翌日から臨時贈与報告基準日までの期間になります。

6. 特定特別子会社に関する誓約書

報告基準期間に、特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと等を誓約するものです。

（例1）特定特別子会社がある場合

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による報告をするにあたり、臨時贈与報告基準期間において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する風俗営業会社に該当しないことを誓約します。

記

〇〇〇〇株式会社（所在地：神奈川県海老名市下今泉 XXX-1）

※令和●年●月●日は、報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

(例2) 特定特別子会社がない場合 (特別子会社はあるが、特定特別子会社に該当しない場合も含む)

誓 約 書

令和●年●月●日

神奈川県知事 殿

株式会社〇〇製作所
代表取締役 〇〇 〇〇

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第11項の規定（当該規定が準用される場合を含む）による報告をするにあたり、臨時贈与報告基準期間において、当社には同法施行規則で規定する特定特別子会社がないことを誓約します。

※令和●年●月●日は、報告日と同じ日付で作成してください。押印は不要です。

7. その他、臨時報告の参考となる書類

- ・臨時報告に関して、参考となる資料をいただくことがあります。

8. 確認書交付用のあて先が記入されている返信用レターパック等

- ・レターパック（推奨）又は郵送料+特定記録料の切手（不足が生じないよう注意）を貼付した封筒（角2）。
- ・あて先については、臨時報告の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

9. 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

- ・臨時報告の支援を行っている税理士・公認会計士事務所等でも構いません。

（注意）

- ・臨時報告は、事業継続期間の5年間に経営承継贈与者が死亡し相続が開始した場合に報告するものです。なお、納税猶予を受けている贈与税は免除となります。贈与対象株式は贈与時に相続があったとみなされ相続税が課税されます。
- ・納税猶予を継続するために切替確認申請（納税猶予継続手続き）をされる場合には臨時報告は不要です。

〔提出書類チェックリスト（臨時報告）〕

【申請書（2部）】

- 『施行規則第12条第11項の規定による臨時報告書』（様式第15）

⇒捺印による修正対応希望の場合、正本及び副本（袋綴じ）※添付書類は袋綴じしないでください。

【添付書類（各1部）】※2部以上提出しないでください。複数同時申請の場合、重複書類の省略は可です。

- 定款の写し（原本証明が必要）※変更事項を改訂していない場合は議事録の写し等を添付

- 履歴事項全部証明書の原本（臨時報告基準日以降に発行されたもの）

- 株主名簿の写し（原本証明が必要）※臨時贈与報告基準日（相続開始の日）で株式相続後のもの

- 臨時贈与報告基準事業年度（「直前の年次報告の報告基準日の翌日の属する事業年度」から「臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」）の決算関係書類等

⇒決算書類のほかに、《ケース1》では、事業所の土地・建物の譲り受けや賃貸借契約書写し及び前回基準日以降の売買契約書、請求書等の写し、《ケース2》では、特定資産明細表を裏付ける書類が必要です。

- 報告する企業が、上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

- 特定特別子会社に関する誓約書

- その他、確認の参考となる書類（必要な場合のみ）

- 返信用レターパック等（返信先を記載）

- 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文等（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

〔記載例〕

これはあくまで作成例です。詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等で御確認ください。

様式第 15

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 11 項の規定による
臨時報告書

神奈川県知事 殿

令和〇年〇月〇日

臨時報告書を提出する日。
なお、申請の期限は相続開始日の翌日から 8 ヶ月を経過する日です。

申請の期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。(当日消印有効)

郵便番号 243-0435
会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1
会社名 株式会社かながわ中小企業
電話番号 046-235-5620
代表者の氏名 神奈川 後継

会社所在地、会社名、代表者の氏名は、会社の登記簿謄本と同様の記載とします。代表者の氏名は記名でも差し支えありません(押印不要)。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第 12 条第 11 項の規定(当該規定が準用される場合を含む)により、下記の事項を報告します。

記

1 報告者の種別について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
報告者に係る認定年月日等	認定年月日及び番号	令和〇年〇月〇日(企支第××××号)
	贈与認定申請基準日	令和〇年10月15日
	臨時贈与報告基準日	令和〇年11月10日
	臨時贈与報告基準期間	令和〇年3月16日から令和〇年11月10日
	臨時贈与報告基準事業年度	令和〇年4月1日から令和〇年3月31日

報告会社の発行株式総数に係る議決権の数を記載してください(単元株を設定している場合には、株式総数と議決権数が異なるのでご注意ください(以下同様))。なお、自己株式や完全に議決権のない種類株式、単元未満の株式、相互保有株式(会社法第 308 条により議決権行使ができない場合:申請会社が議決権数の 25% 以上を保有する会社が保有する株式等)など、議決権のない株式は含めません。

認定書右上に記載のものです。番号は年月日の上段に記載しています。

臨時贈与報告基準日は相続発生日(先代の死亡日)になります。

臨時贈与報告基準期間とは、臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日(1回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日)の翌日から臨時贈与報告基準日までの期間になります。

2 経営承継受贈者について

臨時贈与報告基準日における総株主等議決権数	(a)	1,000 個
氏名	神奈川 後継	
住所	神奈川県海老名市下今泉 705-1	
臨時贈与報告基準日における同族関係者との保有議決権数の合	(b)+(c) 875 個	

臨時贈与報告基準事業年度とは、「臨時贈与報告基準日の直前の年次報告基準日(1回目の年次報告より前の時は、認定申請基準日)の翌日の属する事業年度」から「臨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度」になります。

臨時贈与報告基準日（相続開始日）の後継者（現代表）と親族の保有議決権数等について、前頁の個数から記載してください。パーセンテージは、小数点第1位まで記載=第2位以下切り捨てです（以下全頁同様）。

計及びその割合	((b)+(c))/(a) 87.5%
臨時贈与報告基準日における保有議決権数及びその割合	(b) 700個 (b)/(a) 70.0%
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)	600個
(本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)	
<input type="checkbox"/> 第70条の7 <input checked="" type="checkbox"/> 第70条の7の5	
(*1)のうち臨時贈与報告基準日までに譲渡した数	0個
臨時贈与報告基準日における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地) 保有議決権数及びその割合
神奈川 妻子	神奈川県海老名市下今泉 705-1 (c) 100個 (c)/(a) 10.0%
横浜 長女	神奈川県横浜市中区尾上町 5 丁目 80 番地 (c) 25 個 (c)/(a) 2.5%
神奈川中小物流(株)	神奈川県海老名市下今泉 705-1 (c) 50 個 (c)/(a) 5.0%

3 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
(*2)を発行している場合には その保有者	氏名 (会社名) 住所 (会社所在地)

経営承継受贈者（後継者）が「納税猶予対象株式を継続して保有していること」の要件確認です。従って、この欄は、0個でないと取消事由に該当してしまいます。

議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加し記載してください（別紙可）。なお、相互保有関係にある同族会社で、会社法第308条により議決権行使ができない場合は含めません。

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）の発行の有無をレ点又は黒塗りしてください。発行している場合には保有者の住所、氏名を記載します。

4 認定中小企業者等について

主たる事業内容	機械部品の製造	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	100, 000, 000円	
臨時贈与報告基準日における資本金の額又は出資の総額	100, 000, 000円	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	—	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	2, 500, 000円	
臨時贈与報告基準日における準備金の額	2, 500, 000円	
贈与認定申請基準日(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	—	
認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数	贈与の時	贈与の時の 100 分の 80 の数
	(a) 98人	(a)×80/100 78人

複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載してください。

この計算において、端数があるときは、その端数を切捨てた数を記載してください。
(例)
98 人 × 80/100 = 78.4 人
⇒ 78 人 (端数切捨て)

臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数並びに常時使用する従業員の数の平均	令和〇年 3月 15 日	97人	臨時贈与雇用判定期間（認定に係る贈与税申告期限の翌日から経営承継贈与者の死亡の日の前日までの期間）内における各年次報告基準日の従業員数及びこれらの平均人数（平均人数に端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載してください。			
	令和〇年 3月 15 日	98人				
	令和〇年 3月 15 日	96人				
	年 月 日	人				
	常時使用する従業員の数の平均	97人				
臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名	令和〇年 3月 16 日から令和〇年 11月 10 日まで	神奈川 後継	従業員数（同一生計の親族を除く）5人以上で「事業実態要件」を満たす場合は、明細表の(1)～(30)欄の記載は省略できます。ただし、その場合においても、臨時贈与基準事業年度、総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）の欄は記載します。			
	年 日 口 か と 年 日 口 か と					
事業年度が複数年になる場合は、明細表を追加して作成してください！						
臨時贈与報告基準事業年度（令和〇年4月1日から令和〇年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表						
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び第2項のみなし有価証券が該当します。 内容欄は該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額欄は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用収入欄は、期中の配当金等のほか、売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含みます。
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*3)を除く。)	神奈川中小物流株の株式 200 株		(1) 10,000,000 円	(12) 0 円	
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*3)	—		(2) 一円	(13) 一円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの	A社株式 20,000 株		(3) 2,000,000 円	(14) 90,000 円	
不動産	現に自ら使用しているもの	海老名市下今泉 705-1 の土地 600 m ² のうち 3 分の 2 部分 同上の建物のうち 1 階部分 上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	自己使用（本社事務所）	(4) 100,000,000 円 4,800,000 円 480,000 円	(15) 0 円	不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。 内容欄は、上記に該当するもの全てを所在・面積及び種別が分かるよう具体に記載してください。 利用状況欄は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。 <自ら使用の例> 本社、支店、工場、従業員宿舎 <自ら使用ではない例> 販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地
		帳簿価額欄は、期末簿価でそれぞれ金額を記載してください。 運用収入欄は、期中の受取家賃のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含みます。				

	現に自ら使用していないもの	海老名市下今泉705-1の土地600 m ² のうち3分の1部分	第三者に賃貸（神奈川中小物流㈱本社及び役員住宅）	(5) 50,000,000 円 2,400,000 円 240,000 円	(16) 360,000 円	同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など、合理的な方法により土地なども按分して記載してください。 ⇒計算明細及び根拠資料（土地・建物賃本、建物平面図など）資料添付。 この記載例では、1階を自ら使用し、2階を関係会社及び役員に賃貸しているため、同一不動産を床面積割合で按分し、自ら使用欄と使用していない欄に分けて記載してください。
		同上の建物のうち2階部分				
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	上記に係る建物付属設備（電気工事一式）					
	横浜市中区日本大通1の建物	遊休資産		0 円	40,000,000 円	
	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(6) 一円	(17) 一円	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利において、事業の用に供することを目的として有するものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫等が該当します。
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的としないで有するもの	Cゴルフ俱楽部会員権	投資目的	(7) 3,500,000 円	(18) 0 円	
		Dリゾート利用券	遊休資産	0 円	100,000 円	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石において、事業の用に供することを目的のものには、例えば宝石販売事業者が保有する在庫等が該当します。
	事業の用に供することを目的として有するもの	—	—	(8) 一円	(19) 一円	
	事業の用に供することを目的としないで有するもの	絵画E	観賞用	(9) 0 円	(20) 3,000,000 円	期中において資産を売却した場合の記載例です。 この記載例は、絵画Eを3百万で売却し期末の帳簿価額は0円、運用収入として売却対価（売却益ではなく売却額）を記載します。
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金 保険積立金		(10) 100,000,000 円 200,000,000 円 50,000,000 円 23,000,000 円	(21) 0 円 0 円 10,000 円 0 円	
	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第17項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金	神奈川先代に対する短期貸付金	(11) 5,000,000 円	(22) 0 円	「現預金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産のうち、現金や各種預貯金だけではなく、保険積立金等の積立金なども該当します。
		未収入金	神奈川中小物流㈱に対する未収入金	40,000,000 円	0 円	「貸付金及び未収金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産（債権）のうち、経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に対する預け金や差し入れ保証金、立替金等も該当します。
						利用状況欄は、貸付金・未収入金の債務者又は会社名を記載してください。

「資産の帳簿価額の総額」は、貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額を記載。②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額を用いる（直接原価方式に合わせ計算））。

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 479,140,000 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 43,570,000 円	「総収入金額」は、損益計算書の「売上高+営業外収益+特別利益」の合計額を記載します。 ただし、期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益の額を売却額（対価）に直してから金額を加算し総収入額を計算。車の下取りなども下取り額で計算します。
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000 円	総収入金額	(26) 500,000,000 円	
臨時贈与報告基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等	(27) 一円	「剩余金の配当等」は、当該期間中に経営承継相続人及びその同族関係者に支払われた剩余金や配当金の合計額を記入します。
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) / (24)+(27)+(28)) 47. 9%	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 8. 7%	「損金不算入となる給与」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条により損金に算入されない金額があった場合にその合計を記入します。
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）			450,000,000 円	

損益計算書の売上高を記載（この欄は省略できません）。

5 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年　月　日
その事由	
解消見込時期	年　月頃

例えば、設備投資のために銀行借入をした場合など、事業の都合上やむを得ず一時に特定資産の割合が70%以上になった場合、6ヶ月以内に解消された場合には、資産保有型会社とみなさず認定を受けることができます。

6 相続の開始の時における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <input checked="" type="checkbox"/> 該当 / <input type="checkbox"/> 非該当		
会社名	神奈川中小物流株式会社		
会社所在地	神奈川県海老名市下今泉 705-1		
主たる事業内容	運送業		
資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円		
常時使用する従業員の数	15 人		
総株主等議決権数	(a) 1,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	神奈川 後継	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 800 個 (b)/(a) 80.0%
	株式会社かながわ 中小企業	神奈川県海老名市下今泉 705-1	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%

複数ある場合は表を追加して、それぞれ記載してください。
<特別子会社>
申請会社とその代表者及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指す。いわゆる「子会社」とは定義が異なります。

<特定特別子会社>
特別子会社のうち、申請会社とその代表者及び代表者と生計を一にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指します。

「株主又は社員」欄は、議決権を有する株主（持ち分会社の場合は社員）について、欄を追加するなどして全て記載してください（別紙可）。

〔申請書提出先〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、以下が申請書の提出先になります。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	送 付 先	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県中小企業支援課内	045-285-0748